

大田市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第50号

大田市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 大田市職員の給与に関する規則（平成17年大田市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「100分の115」を「6月に支給する場合には100分の115」に改め、「以上100分の200以下」の次に「、12月に支給する場合には100分の120以上100分の215以下」を加え、同項第2号中「100分の110」を「6月に支給する場合には100分の110」に改め、「以上100分の115未満」の次に「、12月に支給する場合には100分の115以上100分の120未満」を加え、同項第3号中「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105」に改め、「以上100分の110未満」の次に「、12月に支給する場合には100分の110以上100分の115未満」に改め、同項第4号中「100分の105以下」を「6月に支給する場合には100分の105未満、12月に支給する場合には100分の110未満」に改める。

第19条第1項第1号中「100分の48.75超」を「6月に支給する場合には100分の48.75超、12月に支給する場合には100分の51.25超」に改め、同項第2号中「100分の

48.75」を「6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改め、同項第3号中「100分の48.75未満」を「6月に支給する場合には100分の48.75未満、12月に支給する場合には100分の51.25未満」に改める。

第2条 大田市職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の115以上100分の200以下、12月に支給する場合には100分の120以上100分の215以下」を「100分の115以上100分の315以下」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の110以上100分の115未満、12月に支給する場合には100分の115以上100分の120未満」を「100分の110以上100分の115未満」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の105以上100分の110未満、12月に支給する場合には100分の110以上100分の115未満」を「100分の105以上100分の110未満」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合には100分の105未満、12月に支給する場合には100分の110未満」を「100分の105未満」に改める。

第19条第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の48.75超、12月に支給する場合には100分の51.25超」を「100分の50超」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の48.75未満、12月に支給する

場合には「100分の51.25未満」を「100分の50未満」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大田市職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 この規則による改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、この規則による改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。